

# 固定資産の減価償却、労災・職業病基金への保険料率、税務および税関に関する最新情報

2017年5月



# Contents

1.



2017年5月26日から発効し2016年税務年度から適用される固定資産の管理、使用および減価償却の制度に関わるガイダンス

2.



労災・職業病基金への保険料率が2017年6月1日から0.5%へ引き下げ

3.



医療専用設備器具に対して適用されるVAT税率は5%か10%か？

4.



役務契約の締結直後に受取った契約履行を担保するための前受金に対してはまだインボイスの発行は不要

5.



輸入物品の課税価格へ加算する必要のあるロイヤリティ

# 1. 2017年5月26日から発効し2016年税務年度から適用される固定資産の管理、使用および減価償却の制度に関するガイダンス

財政省は、固定資産の管理、使用および減価償却の制度に関するガイダンスとなる2013年4月25日付け財政省 Circular 45/2013/TT-BTC そして2016年10月13日付け財政省 Circular 147/2016/TT-BTC の一部条項を改正補足する Circular 28/2017/TT-BTC を発行しました。

今回の変更で留意すべき点は、自社の事業活動目的での使用と法令の規定に基づいた販売またはリース目的での使用の両方の目的に使用される複合用途の建築物については、各々の目的に使用される建築物の各々の部分の価額を確定して個別に会計処理を行う必要があることです。具体的には以下の通りです。

- 複合用途建築物の自社事業活動目的およびリース目的(ファイナンス・リースの場合を除く)の部分の資産価額(面積)については、規定に従い、当該資産部分(面積)を固定資産として認識し、管理、使用そして減価償却を行います。
- 複合用途建築物の販売目的の部分の資産価額(面積)については、固定資産として計上せず、減価償却も行いません。販売用資産として管理します。
- 使用目的毎の資産価額および減価償却資産価額の確定基準は、建築工事の決算価額に対する使用目的毎の面積部分の価額の比率に基づきます。あるいは、使用目的毎の実際の使用面積に基づきます。
- **販売目的、リース目的との複合用途の建築物を保有する企業が自社事業活動目的の部分の資産価額(面積)を区別して確定できない場合、この資産価額全部(面積)を固定資産として計上せず、減価償却も行いません。**
- 複合用途の建築物に関連する遊び場、道路、駐車場などの共用資産については、共用資産となる資産種類毎の価額および減価償却資産価額の確定についても、複合用途建築物の資産価額および減価償却資産価額の確定基準に従います。

## 2. 労災・職業病基金への保険料率が2017年6月1日から0.5%へ引き下げ

政府は、労災・職業病基金への強制社会保険料率を規定する政令 Decree 44/2017/ND-CP を発行しました。これによれば、雇用主は、社会保険料の算定根拠となる労働者の給与基金の0.5%を労災・職業病基金へ毎月納付することになります。



# 0.5%

労災・職業病基金への保険料率が2017年6月1日から0.5%へ引き下げ



# 5% or 10%

医療専用設備器具に対して適用されるVAT税率は5%か10%か？

## 3. 医療専用設備器具に対して適用されるVAT税率は5%か10%か？

2016年4月28日付け政府議決 Resolution 19/2016/NQ-CP および 2016年5月16日付け政府議決 Resolution 35/2016/NQ-CP によれば、2015年2月27日付け財政省 Circular 26/2015/TT-BTC が改正されるまでの間、税関当局は、輸入企業のための利便性を図るために、申告内容に関する企業側の誓約書に基づいて、医療専用設備器具として申告された貨物の通関を認めて、5%のVAT税率を適用します。輸入企業は、申告内容に関して法令の前に責任を負います。

輸入企業は、貨物の輸入申告日から30日以内に、貨物の輸入申告をした税関当局へ保健省の確認書を提出する責任を負います。期限を過ぎても保健省の確認書を提出できない場合には、VAT税率10%での修正申告を行い、貨物の通関を認められた日から税額を全額納付した日までの延滞金利も納付します。

医療専用設備器具に対するVATを10%の税率で納付済みであり、かつ、保健省の確認書がある場合には、税関当局は、2015年3月25日付け財政省 Circular 38/2015/TT-BTC の第49条の規定に従って、過剰納付額の処理をします。



#### 4. 役務契約の締結直後に受取った契約履行を担保するための前受金に対してはまだインボイスの発行は不要

役務契約の締結直後に契約履行を担保するための前受金を受取り、その前受金受け取り時点では、役務の提供をまだ行っておらず、契約の履行もまだ行っていない場合は、当該前受金に対してまだインボイスを発行する必要はない旨のガイダンスをハノイ税務局が発行しています。

但し、役務提供前または役務提供中に役務報酬を受取った場合には、当該役務報酬の受け取り時点でインボイスを発行する必要があります。

#### 5. 輸入物品の課税価格へ加算する必要のあるロイヤリティ

現行の規定によれば、「輸入物品に関連している」、「売買取引のための1つの条件と見なされている」そして「実際に決済した価格、または、実際に決済すべき価格に含まれていない」の3つの条件を満たしている場合、ロイヤリティを輸入物品の課税価格へ加算することになっています。これによれば、届出済み商標の使用許諾契約に基づいて物品を輸入する場合、支払うべきロイヤリティは、輸入物品の課税価格へ加算しなければなりません。

弊社 Grant Thornton からは、商標の使用許諾契約を締結している場合には、輸入に伴う納税義務を遵守するために、輸入物品の課税価格を再確認してみることをおすすめ致します。

# Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

## Head Office in Hanoi

18<sup>th</sup> Floor, Hoa Binh International Office Building  
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Ha Noi, Vietnam  
Phone: + 84 4 3850 1686  
F: +84 4 3850 1688



Hoang Khoi

Tax Partner

D +84 4 3850 1618  
E Khoi.Hoang@vn.gt.com



Nguyen Dinh Du

Tax Partner

D +84 4 3850 1620  
E Du.Nguyen@vn.gt.com



Nguyen Hung Du

Tax Partner

D +84 8 3910 9231  
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com



Kaoru Okata

Director – Japanese Desk

D +84 4 3850 1680  
E Kaoru.Okata@vn.gt.com



Pham Ngoc Long

Tax Director

D +84 4 3850 1684  
E Long.Pham@vn.gt.com



Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director

D +84 8 3910 9235  
E Valerie.Teo@vn.gt.com



Tran Nguyen Mong Van

Tax Director

D +84 8 3910 9233  
E MongVan.Tran@vn.gt.com



Tran Hong My

Tax Director

D +84 8 3910 9275  
E HMy.Tran@vn.gt.com



Tomohiro Norioka

Director – Japanese Desk

D +84 8 3910 9205  
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

ニュースレターのダウンロードは  
下記サイトへアクセス下さい。

[www.grantthornton.com.vn](http://www.grantthornton.com.vn)

## Ho Chi Minh City Office

14<sup>th</sup> Floor, Pearl Plaza  
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh, Vietnam  
Phone: + 84 8 3910 9100  
F: + 84 8 3914 9101



[grantthornton.com.vn](http://grantthornton.com.vn)

© 2017 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.